

西予市地域づくり活動センター利用のご案内

令和6年4月1日より、西予市地域づくり活動センター使用料減免の取り扱いが変わります。

どう変わるの？

地域づくり活動センターの使用料は、基準を満たすことで減免することができますが、「だれが使う？」そして「どんな使い方をする？」といった使用者、使用内容によって使用料を減免できるか判断する市内全センター共通の基準を設けます。これまで使用料が減額・免除になっていた団体についても、使用内容によっては使用料をいただく可能性もございます。予めご了承ください。

どんな利用が減免になるの？

【全額減免】

- ①市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催又は共催事業での利用
- ②市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校による教育活動又は保育活動のための利用
- ③自治会等の地域団体による地域活動のための利用
地域団体とは…自治会(区、組、区長会、団体連絡協議会)、西予市地域づくり組織
- ④裏面に記載の減免対象団体による団体本来の活動のための利用

【1/2減免】

- ①市又は市教育委員会が後援する活動による利用
- ②裏面に記載の減免対象団体による、販売行為や入場料等の徴収を行う利用(非営利活動)

以下の利用内容では、減免はできません。

- ①宴会のみの利用
- ②裏面に記載のない団体又は個人による利用

使用料金は変わるの？

使用料金の変更はありません。以下のとおりです。

- 大ホール 840円/1h
- 会議室・研修室等 300円/1h
- 和室 270円/1h
- 調理室 250円/1h

裏面に記載のない団体又は個人による利用のうち、以下の利用については、割増料金として1時間あたり2倍の料金となります。

営利を目的(営利活動)とする販売、展示、実演等を行う利用、又はその他営利活動につながる利用(職員研修、商品及び企業説明会等)

詳しくは別紙フロー図をご確認ください。

ご自身の団体及び使用したい内容がこういった料金区分になるか、別紙「地域づくり活動センター施設使用料減免対象フロー図」にてまとめております。ご確認ください。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

西予市政策企画部まちづくり推進課

☎0894-62-6403

裏に続く→

減免対象団体一覧

団体区分	団体名
法令等に基づき活動する団体	社会福祉協議会、民生児童委員、更生保護協会(更生保護女性会)、老人クラブ、消防団(水防団含む)、財産区交通安全協会、交番・駐在所連絡協議会、人権擁護委員協議会、土地改良区、保護司会
市が活動を助成(支援)する団体	観光協会、文化協会、スポーツ協会、スポーツクラブ婦人会、壮年会、青年団、ボーイスカウト、青少年補導委員会、食生活改善推進協議会、結婚推進委員会、中山間直接支払制度地区集落協定、多面的機能支払い交付金活動組織、南予用水組合、捕獲隊、青年農業者連絡協議会、人権対策協議会、人権教育協議会、林業研究グループ、遺族会、身体障害者協会、土地改良協会、明るい選挙推進協議会、野村地域教育活性化協議会、林業研究グループ、一般社団法人西予市移住定住交流センター、西予市移住交流促進協議会、生活研究協議会、認定農業者協議会、農業支援センター
市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校の教育及び保育活動に寄与する団体	PTA、緑の少年団、おやじの会、愛護班、保護者会、地域移行した部活動
住民自治団体	自主防災組織、防災士連絡協議会

※減免団体は上記の限りではありません。その他の団体で減免が必要な場合はご相談ください。

施設予約は「西予市公共施設予約システム」から！

西予市地域づくり活動センターは、スマートフォンやパソコンからインターネットを利用して、施設の予約を行うことができます。

西予市公共施設予約システム

まずはアカウント申請を！

予約を行うためには、アカウント登録申請が必要となります。以下のリンク及び右のQRコードから「アカウント申請」を行ってください。

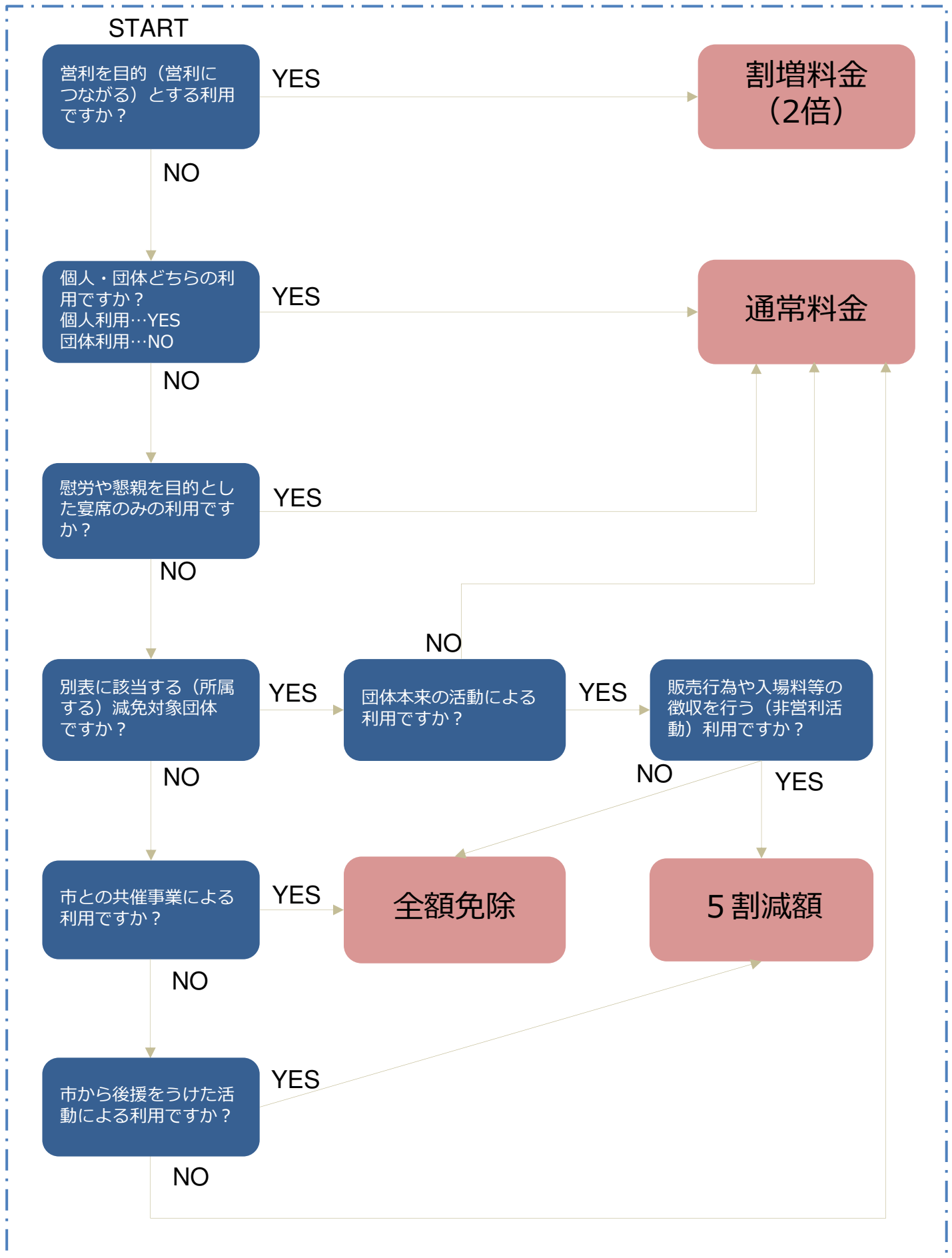
<https://pfr-seiyo.chklab.com>



紙媒体での申請も可能です。

紙媒体で申請する場合は、各地域づくり活動センターもしくは、西予市政策企画部まちづくり推進課までお問い合わせください。

地域づくり活動センター施設使用料減免対象フロー図



■営利目的とは

販売等を目的とする者やその事業者の利用、又は入場料、受講料を徴収し生業としている者の利用